

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 7月 21日	
大分県知事 (市長)	殿
	
提出者 住 所 別府市石垣東8丁目2番17号 氏 名 株式会社 平野工務店 代表取締役 平野 英樹 (法人にあつては、名称及び代表者 電話番号 0977-21-0766	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 平野工務店
事業場の所在地	別府市石垣東8丁目2番17号
計画期間	令和 ⁵ 年4月～令和 ⁶ 年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	
② 従業員数	26名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・木くず 再生処理業者に委託 中間処理(破碎)→再利用 ・廃石膏ボード 中間処理(破碎・分別) ・その他がれき 中間処理(破碎) ・廃プラスチック類 中間処理(破碎) ・コンクリートがら 再生処理業者に委託 中間処理(破碎)→再利用 ・ガラス・陶磁器くず 中間処理(破碎) ・金属くず・アルミ 中間処理(破碎・圧縮) ・混合 最終処分(安定型)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ <u>24</u> 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず・コンクリート・金属くず	ガラス・陶磁器くず・その他がれき・廃プラ・紙くず・繊維くず・廃石膏ボード
	排出量	3437.11 t	73.351 t
	(これまでに実施した取組) 解体現場毎に分別搬出		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず・コンクリート・金属くず	ガラス・陶磁器くず・その他がれき・廃プラ・紙くず・繊維くず・廃石膏ボード
	排出量	3400 t	73 t
	(今後実施する予定の取組) 解体現場毎に分別搬出		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガレキ類（コンクリート塊）・木くずは分別すると共に石綿含有産業廃棄物についても他の廃棄物に混入しない様確実に分別・保管えお実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え石膏ボード・金属くず、紙くずについても分別を実施。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず・コンクリート・金属くず	ガラス・陶磁器くず・その他がれき・廃プラ・紙くず・繊維くず・廃石膏ボード
	全 処 理 委 託 量	3437.11 t	73.351 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3437.11 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず・コンクリート・金属くず	ガラス・陶磁器くず・その他がれき・廃プラ・紙くず・繊維くず・廃石膏ボード
	全処理委託量	3400 t	73 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3400 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
	※事務処理欄		